

政教分離と宗教教育

杉原誠四郎

(城西大学)

はじめに

昭和五七年秋の第五回宗教学会の研究発表で(「津地鎮祭最高裁判決にみる宗教の意味」)、次のようなことを述べた。

(1)法的に宗教を定義することはできない。(2)しかしそのことは法学者が宗教に関して無知であつてよいということではない。それどころか定義しえずして宗教を扱うゆえに宗教に対する深い洞察と理解が必要となってくる。(3)日本国憲法の信教の自由は、消極的な信仰の自由ではなく、積極的な信仰の自由の意味である。したがつて、一面きびしい政教分離の規定となつているが、しかし友好的分離として解釈しなければならぬ。以上のことをもとに、本論では、この政教分離における宗教教育の問題をとりあげるものである。

なお、本論は昭和五九年六月二三日の研究発表をもとに、発表の際、多数の会員の方から提示された教示を付加してまとめなおしたものである。あわせて教示を寄せられた会員諸兄にお礼を述べたい。

一 日本における宗教教育の沿革

近代公教育にかかわる一つの原則として、政教分離ということがある。すなわち、政治と教会の分離ということ、キリスト教に関係した概念であるが、それは、相沢久氏によれば「国家は国民の世俗的現世的生活のことだけに、自己の要求を限るべきであつて、国民の内面的要求のことは、国民の自律に委ねるべきだ」という原則（相沢久「現代国家における宗教と政治」勤草書房、昭和四一年）のことであり、要するに、政治と宗教の分離ということである。これによつて、公教育のほとんどは、その運営主体が、国家権力であるため（地方公共団体の場合も含めて）、宗教（宗派宗教）を抜きとつた教育をほどこさざるをえないのである。

もつとも欧米においては、政教分離という言葉自体が欧米のキリスト教文化圏で生成したものであるから、政教分離が明確に意識されていると同時に、その反面のマイナスに対する補充なり工夫なり、自覚が相当に顕著である。もちろん、その補充なり工夫なりが有効かつ適切なものになつていくかどうかは別問題である。

この政教分離とかわつて、日本の場合、私立学校にあつても宗派宗教による宗教教育を長く禁止してきたのであるが、欧米の場合、私立学校でこのような宗派宗教による宗教教育を禁止した歴史は原則としてなく、公教育における私立学校の位置づけが、歴史的にみて日本の場合とちがっていた。日本の場合、この欧米の原則がはつきりと制度的に確立したのは、今次大戦終焉となつてからである。

日本の場合、明治以降の公教育の歴史の中で、この点だけをおおざつぱに辿つてみるならば、学制発布のころを除けば（明治六年「神官僧侶学校ノ事」を学制に追加し、神道と仏教については一定程度に協力しあう制度を採用しようとしていた。

しかしこれは同年のうちに間もなく全条項を削除し廃止した、明治二五年、井上哲次郎が『宗教と教育の衝突』を著わし、キリスト教が国家主義と矛盾するとしたことから始まったといつてよい。

かくして、明治三二年八月三日文部省から有名な文部省訓令一二号「官公立学校等ニ於ケル宗教上ノ教育儀式施行禁止ノ件」が出た。この訓令は実質的には現在無効であるが形式的には有効ともいえる訓令であり、非常に短いもので全文を掲げると次のとおりである。

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外
タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

これは当時広まりつつあつたキリスト教を抑えるため、そして近代国家として宗教に対して中立的な態度をとらなければならぬため、仏教をも含めて、宗教一切を学校教育から排除するとしたものである。それゆえ、宗教をまったく介さないで独力でもって教育の諸々の使命を果たそうとしたのである。そのために神道的なものを別にうちたてたわけだが、しかし、このときの訓令はキリスト教を警戒することが本意であつて、宗教教育そのものを圧迫することを目的としたものではなかつたから、必ずしも厳密に施行したわけではない。しかし戦前の学校教育全体を通して右の訓令の一線が常に画してあつたことは違ひないのである。帝国憲法下、信仰の自由は保障されていたが、公教育から宗派宗教による宗教教育を逐い出すことは可能だつたのである。

こうして時代が下つて、昭和七年に文部省は普通学務局より通牒を出し、先の訓令一二号に対して「特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣ニシテ通宗教的情操ヲ陶冶スルコトハ毫モ拘束スル所ニ無

之」とするにいたっている。

さらに昭和一〇年一月二八日「明治三十二年文部省訓令第十二号ハ当該学校ニ於テ特定ノ教派宗教等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ然ルニ従来之ガ運用ニ関シ往々其ノ適正ヲ欠キ為ニ教育上遺憾ノ点無之トセザルヲ以テ今般此等学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関シ留意スベキ要項ヲ左ノ通定メタリ」として、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」と題する文部次官通牒を發つして、次のように示している。

一、宗派的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ間ニ行ハルルト共ニ宗教団体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニシテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス

二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗派的教育ニ対シ左ノ態度ヲ保持スベキモノトス

1 家庭及社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損フコトナク生徒ノ内心ヨリ発現スル宗教的欲求ニ留意シ苛モ之ヲ輕視シ又ハ侮蔑スルガ如キコトナカランコトヲ要ス

2 正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苛モ公序良俗ヲ害ウガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニ如カムベシ

三、学校ニ於テ宗教的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為ニ学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ（但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ

宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ）

宗教的情操ノ涵養ニ関シ学校教育上特ニ留意スベキ事項大凡左ノ如シ

1 修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的方面ニ留意スベシ

- 2 哲学ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ関スル理解ヲ深メ宗教的情操ノ涵養ニ意ヲ用フベシ
- 3 国史ニ於テハ宗教ノ国民文化ニ及ボシタル影響、偉人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取扱ニ留意スベシ
- 4 其他ノ教科ニ於テモ其ノ教材ノ性質ニ応ジ適宜宗教的方面ニ注意スベシ
- 5 宗教ニ関スル適當ナル参考圖書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ資セシムルモ亦一方法タルベシ
- 6 追弔會、理科祭、遠足、旅行等ニ際シテハ之ヲ利用シテ宗教的情操ノ涵養ニ資スベシ
- 7 授業ニ差支無キ限り適當ノ機會ニ於テ高德ナル宗教家等ノ修養談ヲ聴カシムルモ亦一方法タルベシ
- 8 校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機關ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ寛容ノ態度ヲ保持セシムベシ
- 9 以上各項ノ実施ニ際シテハ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ

そして戦後になつて、まず昭和二〇年九月一五日「新日本建設ノ方針」において「国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ」と宗教教育の重視を宣し、一〇月一五日には文部省訓令八号「私立学校ニ於テ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得ルノ件」を出している。

私立学校ニ於テハ自今明治三十二年文部省訓令第十二号ニ拘ラス法令ニ定メラレタル課程ノ外ニ於テ左記条項ニ依リ宗教上ノ教育ヲ

施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得

一、生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ

二、特定ノ宗派教派等ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行フ旨學則ニ明記スベシ

三、右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ

実は、この訓令によって初めて法制的にキリスト教を始め、宗派宗教が学校教育に直接かかわることを認め、その意味で、私立学校は私立学校としての本来の意義をもつことを認められることになったといつてよい。

さて、昭和二十二年三月六日、憲法改正草案が発表になった。これには現行憲法二〇条の信教の自由、および政教分離に関する規定があつた。現行憲法二〇条を示すと次のごときものである。

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

これは宗教教育との関係でみると、三項が問題で、この規定は私立学校ではともかく、公立学校ではいつさいの宗教教育を禁止するかのごとく読みとれる条文であつた。条文上は、たしかにそのような解釈も可能な条文であつた。そのため、憲法改正の帝国議会では同年八月一五日次のごとき「宗教的情操教育に関する決議」を行つた。

永久に戦争を放棄し、国民の安全と生存をあげて世界の公正と信義に委ねようと決議したわれらは、「戦争は罪悪である」といふ信念を以て、世界恒久平和運動を展開しなければならない。そのためには宗教的自覚による四海同胞、隣人愛、社会奉仕の思想を普及徹底させると共に、宗教的情操の陶冶を尊重せしめ、以て道義の昂揚と文化の向上を期さなければならない。

宗教を明からさまに政治の手段、教育の手段としたかのような決議であるため(事実、提案理由をみればこの決議にはそのような広範な動機があった)、宗教にとつてはいささか問題ありはしないかといえなくはないが、現行憲法二〇条の規定が、公立学校における宗教教育のすべてを禁止するかのよう読みとれることを危惧して決議したものである。提案者、地崎宇三郎の提案理由の説明によれば、「此ノ条項ハ、明瞭ニ一宗一派ニ偏ツク教義ヲ教ヘテハナラナイト規定スルカ、或ハスカル意味デアル旨ノ解釈ヲ後世ノ為ニ誤リナキヤウニシテ置クベキデアル」とあった。現行憲法とかかわつて、宗教教育という観点からはきわめて重要な決議となつた。日本国憲法は昭和二十一年一月三日公布、昭和二十二年五月三日施行となつたが、その二〇条の信教の自由および政教分離に関する規定は、右の決議が重なる解釈されなければならなくなつてゐる。いうまでもなく、公立学校においては宗派宗教による宗教教育を禁止するこの二〇条の規定は、その反面解釈として、私立学校においては、宗派宗教による宗教教育を認めることとなつてゐる。その結果、さきの訓令八号は、帝国憲法下では政策的な選択によるものといえるが、現行憲法の下では選択の余地のないものといふことになつた。

政教分離とかかわり、公教育における宗教教育について、次に指摘すべきは、教育基本法の規定である。いうまでもなく教育基本法は、一面では憲法を受ける形で、しかし他面ではそれ自体教育上の独自の立場に立つて、昭和二十二年三月三十一日公布施行された。そしてその九条に、宗教教育に関する次のような規定をおいてゐる。

宗教に関する寛容の態度及び社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

一項のことについては次に述べるところとなるので、二項のことについてさきに述べておこう。二項によれば、国および地方公共団体が設置する学校、すなわち公立学校では、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしなくてはならない」(傍点筆者)ということになる。すなわち、前記のごとく、憲法二〇条三項の規定が、單純に読めば、法文上、公立学校ではあらゆる意味でのいつさいの宗教教育を禁止しているかのごとくも読みとれる問題に対して、さきの帝國議會の「宗教的情操教育に関する決議」を具体的に受けてこれを法律化したというべきか、あるいはそれ以上に、憲法も当然許容したものとしての教育上のなすべきことを明定したものというべきか、ともかく公立学校で禁止した宗教教育とは、宗教教育による宗派宗教による宗教教育であつて、一項の規定とともにその他の広い意味での宗教教育、すなわち宗派宗教によらない宗教教育は当然尊重されなければならないことを明らかにしたことになる。

ところで、この現行の規定は、制定過程に遡つてみると、その最初の原案は次のようなものであつた。

宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならないこと。

但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育および活動をしてはならないこと。

この原案について、とくに現行規定一項とかかわつて詳しく述べておくことにする。現行教育基本法八条一項に政治的教養についての規定があるが、その規定の最初の原案は「政治的教養の啓培は、教育上、これを尊重しなればならない」(傍点筆者)とあつた。これに対し、「宗教的情操の涵養」については、右にみるごとく「教育上重視しなればならない」(傍点筆者)とあつた。教育基本法の制定を發意し、この原案の事実上の作成者たる当時の文部

大臣、田中耕太郎においては「政治的情操の啓培」より「宗教的情操の涵養」の方を「重視」するという意味が込められていたのである。

ともあれ、このような一項の条文は、アメリカ側との折衝の過程で変更させられる。現行の規定は、この制定過程でアメリカ側から示された案を多少変形させる形でできたものである。

この一項の条文は、最近の研究で、後述するように当時のアメリカ側の指導によって作成した『学校指導要領(社会科編Ⅱ)』の規定に呼応していると推測されるのだが、公立学校で宗教教育を推進するための規定としては多少意味不明の規定となっているといえなくはない。

アメリカ側にあっても、とくに民間情報教育局教育課にあつては、教育における宗教の意義はそれなりにおさえられていたが、しかし、アメリカ側では昭和二〇年一月二十五日の「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」なる神道指令を一方で出しており、公立学校における宗派宗教による宗教教育は厳禁しなければならぬ立場にあつた。そこに、「宗教的情操」(religious sentiments)の概念をめぐる問題が重なる。日本側では、宗派宗教と関係なく、むしろかわらない概念として「宗教的情操」というものが考えられ、それなりに歴史的にも定着していた。しかし、アメリカ側では、宗派宗教による宗教教育によらずして「宗教的情操」なるものの涵養はできない、むしろ「宗教的情操」なるものは、宗派宗教による宗教教育によって啓培されるものという先入観があり、そこに、キリスト教文化圏における宗教観と、シンクレティズム(重層信仰)の最たるともいべき日本の宗教文化における宗教観とのちがいがあつた。そのため占領下では、「宗教的情操」なる用語を用いている原案は、最終的に否定され、現行のような宗教に対する寛容の態度および宗教の社会生活における地位の尊重という形でおさまるわけである。そこに、宗教の尊重、宗教の意義の尊重という態度は貫徹すると同時に、公

立学校における宗派宗教による宗教教育の禁止という立場も貫徹するわけである。

たしかに、現行の教育基本法九条の規定は、日本側の発想としては当然たる「宗教的情操」ということから十分な規定ということにはちがいないが、しかし、アメリカ側の指示によつて変更した現行の規定でも、宗教の尊重、したがつて公立学校における広い意味での宗教教育はこれを尊重するという趣旨は生きており、また別の観点からすれば、寛容の態度および宗教の社会的意味の強調は、友好的政教分離の下における宗教に対する個人、および社会の宗教に対する取り扱いの基本を規定するものとして、教育における問題ばかりでなく宗教をめぐつて起る重要な問題を規定しているといえる。宗教に関する寛容の態度というものは、日本でも、昭和一〇年の文部次官通牒で示されたことだが、政教分離のもと、宗教をよい意味で維持発展させていこうというとき、個人や社会に必須に課せられる宗教に対する基本的態度というべきものである。ともあれ、ここでおさえるべきは、教育基本法九条の条文は、原案の「宗教的情操の涵養」から変更しても、教育における宗教の意義をおさえていることにおいては変わらないということである。

ところで、教育基本法の規定の変更にこのように影響を与えたとと思われるところの『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』、『学習指導要領(社会科編Ⅱ)』は、宗教に対してきわめて友好的なもので、公立学校における宗教の取り扱いについてきわめて具体的に規定していた。小学校三学年では「国や宗教上の祝祭行事は各地で、どのように行われているか」という単元があり、四学年では「私たちの祖先に神社はどのような役目を果たしたか」という単元があり、そして中学校三学年には、その総括として「宗教は、社会生活に対して、どんな影響を与えて来たか」があった。どのような規定であつたかを実際に示しておいた方がよいと思われるので、小学校四学年の「私たちの祖先に神社はどのような役目を果たしたか」というところをとりあげて示しておこう。

一 指導の着眼

児童は日々楽しそうに、近代的なよく設備の行きとどいた学校で勉強している。子供たちの胸には、遠い昔の児童がどんな学校に通っていたか。寺子屋とはどんなところだったろうかという疑問がきざすこともある。お宮やお寺の境内は子供たちにとつて欠くことのできない遊び場である。お宮の祭は大きな楽しみであるし、お寺の年中行事も忘れることのできない重大な関心事である。いなかではお寺の鐘だけが時間を知るよすがであるということもある。由来わが国では神社は一つの文化施設であつたし、限られた土地に住み、助けあつて働いて来た祖先たちを常に慰めはげましてくれたものであつた。教師はこれらの興味を手がかりにして、もつと大きく問題を発展させて行くことができる。以下の諸点は活動の計画を進めて行く一助となるだろう。

○信教―迷信・儀式とその習慣。

○社会奉仕―神社・仏閣・僧。

○学校―種類、施設と学習材料、書物、学習用具、生徒。

二 指導結果の判定

子供の教育の今昔を比較対照する能力ということがこの問題に関する活動の成果の一端を示すと思われる。もちろん信教ということと関連して宗教的な慣習というものに一応の理解と知識とを与えることは重要である。

三 学習活動の例

(一) 寺社が有用だということを知る。

- 1 自分の町(村)ではお寺やお宮がどんな場所にあるか、また昔はどこにあつたかを、話しあい絵図に書き入れる。
- 2 自分の町(村)のお寺やお宮やほくらなどの由来と伝説を聞く。
- 3 お祭の時子供だけの余興を計画し実行する。

- 4 お祭に集って来る商人を観察しその人たちについて話しあう。
 - 5 お寺やお宮のそばにはどんな商店があるかを観察し絵や略図を書く。
 - 6 年の市、とりの市、豊年祭を見てその話を聞く。
 - 7 門前町の話を読んだり聞いたりする。
 - 8 お祭の時の儀式にはどんな人が集って何をするかを話しあいその有様を絵に書く。
 - 9 (できたら老人を呼んで) 寺子屋の話を聞く。
 - 10 寺子屋の歴史を聞いたり絵を見たりする。
 - 11 自分の学校の歴史を調べる(いろいろな種類の学校の話を書く)。
 - 12 老人を呼んで、昔お寺の鐘の音がどんなに人々の役に立っていたかを聞く。
 - 13 除夜の鐘を聞いてそれに関する伝説を調べる。
 - 14 お寺の和尚さんを呼んで、昔お寺と土地の人々との関係がどんなふうであったか話してもらおう。
 - 15 仏教渡来の話を書いてそれを劇にする。
 - 16 すぐれた坊さんの話や世の中のためになった坊さんの話を聞く。
- (二) 古代の信仰と原始信仰について知る。
- 1 アイヌの宗教や風習について聞く(もし見ることができれば見る)。
 - 2 かまどの神、火の神その他の神について伝説を聞く。
 - 3 日本各地の伝説を聞いたり読んだり劇にしたりする。
 - 4 いろいろな伝説を歌に作ったり紙芝居にしたりする。

ここで若干『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』についてふれておいた方がよいだろう。少なくともこれら宗教に関する部分は、アメリカの指導に基づいて、アメリカ、ヴァージニア州のコース・オヴ・スタディを種本にして作成したもので、そこには、公立学校において、宗教に関する取り扱いがかくも詳しく示されていたのである。『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』は、これをもとに日本の状況に合わせて作成したもので、右に掲げた「神社・仏閣」とはアメリカで「教会」といつていたところと思つてさしつかえないほどのものである。このようにきわめて宗教を大切にしたい『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』ができたのは、これを指導したアメリカ側の係官にヴァージニアの出身者がいたというような僥倖もあるのだが、ともあれ、このような『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』の種本として、アメリカ側にも、宗教教育に関して優れた規定をなしているものがあつたということである。

そして、さきにもた教育基本法九条一項の規定は、『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』よりはかなり日本側で創造的に作成したものとみられる。『学習指導要領(社会科編Ⅱ)』の中学校三学年の「宗教は、社会生活に対して、どんな影響を与えてきたか」という単元の「目標」にきわめて酷似した「他の人々の宗教を尊重すると共に自分の信仰によって、社会生活に障壁を築くことのないような寛容の態度を養うこと」という規定があり、その規定とそしてその「目標」の他の規定を合わせて、そこから出て来たと推測されるのである。

ともかく、こうして戦後教育の出発点にあつて、「宗教的情操」はともかくとして、宗教教育の重視の姿勢は確認された。この基本構造は、憲法があり、教育基本法九条一項があるかぎり変わるはずはない。現在も変わつてはいない。

ところが戦後教育改革にあつてはアメリカ側は、前記のごとく、占領開始の間もない昭和二〇年二月一五日の時点で、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」なる神道指令を

出している立場にあった。そのためアメリカ側は、一方では、『学習指導要領(社会科編I)』、『学習指導要領(社会科編II)』を出さしめておりながら、それを出さしめたあとで、内部で神道指令との関係が問題となつて、實質的に、宗教に関する教育の抑圧ともいうべき「学習指導要領社会科編取扱について」なる通達を昭和二年七月九日、文部省に出させるのである。その結果、学校で正規の時間に宗教家をよんで講話を聞くこともできなくなるし、宗教上の祭典を見に行つたり、神職、僧侶、牧師等に直接聴きに行くような学習活動の指示もできなくなるのである。

日本側では、これに前後して、この通達の行き過ぎを危ぶみ、教育制新委員会で羽溪了諦らが中心になつて、昭和二年七月二日「学校教育と宗教との関係について」、八月二七日「社会教育と宗教との関係について」なる建議を行うことになる。

このように、宗教教育の振興のために、懸命な努力がなされて、文部省は右の通達の行き過ぎを實質上緩和する形で、昭和二四年一〇月二五日に、「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について」という長い文部事務次官通達を出すことになる。宗教に関する教育の振興のために、細かに具体的にその取り扱い方を示したのである。しかし、その目論むところは、宗教に関する教育の振興、日本的にいえば、「宗教的情操」の涵養を図るためのものでありながら、法に抵触する場合を多々列挙しており、結果としては私立学校はともかくとして、公立学校では、そのような種々のさしさわりを考えなければできない宗教に関する教育について、それこそ「さわらぬ神にたたりなし」というように、さけて通る風を一般化させることを阻止することはできなかった。そしてその後は、何の整理も行わないまま今日にいたつている。とくにこの、昭和二四年一〇月二五日の通達の意図は、宗教に関する教育の振興でありながら、神道指令との関係で、靖国神社、護国神社に対して法的に不平等な取り扱いをしており、それが今日も未整理なままになお放置された形になつている。

したがって、現在の学校教育と宗教教育の状況をみれば直ちに明らかなように、さきの帝国議会の決議、および教育基本法九条を中心とした広い意味での宗教教育を尊重する規定は、実を得ておらず、法的構造は厳然と残りながらも、実態はまったくの空文と化しているとはいえない。

ただし、私立学校における特定の宗教のための宗教教育、すなわち宗派宗教による宗教教育については、その後、文部省は、昭和二四年六月二五日、初等中等教育局長通達「高等学校教育課程の一部改正について」を出し、科目の中に「その他特に必要な科目」を設け「宗教に関する科目」を置けるようにした。また昭和三三年八月二八日、学校教育法施行規則を改正して、その二四条に「私立の小学校の教育課程を編成する場合、……宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて……道徳に代えることができる」という規定をおいた。中学校においても同様である。これらの措置によって私立の高等学校、中学校、小学校では、正規の教育課程の中で宗派宗教による宗教教育を行うことになり、実際の実施状況はともかく、法制上はほぼ整ったといつてよい。

二 「宗教教育」についての概念整理

一 「宗教心」と宗教教育の区分

ここで、「宗教教育」について概念整理に入らなければならない。

戦前、日本の教育学の金字塔ともいえる『教育学辞典』(岩波図書、昭和二二年)には、「宗教教育」について大村桂蔵が「児童及び青年の宗教性を陶冶する教育を云ふ。即ち宗教上の知識、儀礼に関する教養を与へ、宗教的情操

を涵養することによつて、全人格の主たる一要素をなす宗教心を開発指導し、以て人格陶冶の完成に寄与せんとする教育活動をいふ」というようにまとめている。

この説明をみてみると、説明のための用語「宗教性」「宗教的情操」「宗教心」とくに説明の中心概念となつてゐる「宗教心」とは何かということがただちに問題となるが、その厳密な考察はいまおくとして、ここで教育の側からおさえておくべき二つの点をおさえておこう。

まず第一点は、既成の宗派宗教による信仰を深めるための宗教教育には直接にはこだわらず、教育の立場に立つて、人格陶冶の観点から宗教教育の意味を一般的に説明していることである。すなわち、既成の宗派宗教による宗派宗教に直接こだわらず、教育の側から人格陶冶に資するものとして宗教教育を規定し、その観点から宗教教育をおさえていることである。そのことは歴史的に存在し、現時点において存在するところの既成の宗派宗教による宗教教育を否定するものではない。事実上それらを含めることを前提としながら、人格の陶冶という教育の目的に立つて宗教教育の意味を明らかにしているのである。要するに「宗教心」とは、既成の宗派宗教に直接に拘束された概念ではなく、あくまでも教育の側からいうところの概念であつて、いまここではその「宗教心」の開発指導として宗教教育を考えるのである。

かくして「宗教心」を啓培するための宗教教育は、既成の宗派宗教との関係で、

- (1) 宗派宗教による宗教教育
- (2) 宗派宗教によらない宗教教育

の二つがあることになる。論理上、宗派宗教による宗教教育は、そこで行われるといつても、宗派教育としての宗教教育ではなく、一般的な宗教教育ということも考えられる。このことのより詳細な吟味は本節三で行うこととし、

ここでは宗派独自の宗派教育としての、つまり宗派教育としての宗教教育であるといちおうおさえておく。

この二つの宗教教育の区別の細かな検討は次に譲るとして、右の大村の説明でおさえるべき第二点は、「宗教心」として、「全人格の主たる要素をなす」としているということ、全人格の陶冶のために不可欠なものとしていることである。

この場合、「宗教心」をして、なお、ワン・オヴ・ゼムたる人格の種々の要素の中の一要素のようにみるか、それとも人格のはたらきにすべてかかわるところの全人格的なものとみるか、の問題がある。この点は、「宗教心」をして、たとえ既存の宗派宗教の信仰の結果としてほぼ共通にいえるところの、現実を超えたもの、あるいは聖なるもの、それへの崇敬、渴仰、帰依というようにいつたとき、そのとき「宗教心」はあたかも部分的な要素であるというようにとらえるかもしれないが、「宗教心」が人間存在の究極的意味を明らかにしようとする人間の究極的な存在状態とかかわったものということは否定すべくもない。人間は、いかに科学的知識を集めてみても、人間の存在の意味はわからず、しかしそれでいて自己の存在の意味を問わざるをえず、そして自己の存在にかかわる意志と態度を決しなければならぬ存在にある。そうした人間の存在のあり方を、造語ではあるが、「宗教的存在」というようにいえば、「宗教心」は、やはり、人間の「宗教的存在」とかかわったものである。人間の「宗教的存在」ということからいえば、「宗教心」をして現実を超えた価値への渴仰というようにいうとき、そのときまったく同じものとはいえないかもしれないが、密接なかかわりをもっていることは否定すべくもない。

そしてその「宗教的存在」たる人間に対する教育はいえ、教育は、単に科学的知識をさすだけ、その応用としての技能を養成することに終始するのではなく、「宗教的存在」に対応した教育であり、それはすなわち「宗教的教育」である。それは教育的価値を創造する教育といってもよいし、価値観の形成といってもよいし、精神的指導の

教育といつてもよい。そういうことが、必ずや「宗教的教育」であるということにもなるわけである。

教育はほんらい「宗教的教育」であるということが、ただちにすべて「宗教心」の教育と同義ということにはならないであろうが、その間に不離な関係があることだけは明らかだ。そして、そのような「宗教心」の教育が、人格陶冶の完成のために必要不可欠であるということは、右の大村のいうとおりであり、「宗教心」を啓培することは教育上どうしてもしなければならないことである。

二 政教分離と宗教教育

さきの、教育学の立場から「宗教心」を啓培するための教育としての宗教教育を、従来存在した宗派宗教とのかわりから (1)宗派宗教による宗教教育、(2)宗派宗教によらない宗教教育、というように区分したが、この区分にかかわって、政教分離の観点からさらに考えを進めていこう。

政教分離の原則のもと、現行憲法下の公教育にあって、前者の宗派宗教による宗教教育は私立学校において可能であり、後者の宗派宗教によらない宗教教育は公立学校および宗派宗教による宗教教育を行わない私立学校において行うことができる。

そこで現行の法制上の具体的問題に入ることにするが、たとえば、現行日本国憲法二〇条三項によって禁止される宗教教育とは何か。もはやいまでもなく、宗教教育のすべてをいうのではなく、宗派宗教による宗教教育のことである。そしてこの宗派宗教による宗教教育が可能でない場合も、宗派宗教によらない宗教教育は可能であり、そしてそれは、右に述べた教育学の観点から不可欠であることは、もはやくりかえすまでもない。というより、教育の側からみて、宗教教育によって実現すべき教育的価値があり、それが制度の上でおおきく分けていこうと、方法

的に、宗派宗教による宗教教育と、宗派宗教によらない宗教教育とがある、ということになる。

しかしながら、この区別は事実上やはり政教分離の原則とかかわって出てきている区別である。そのとき、宗派宗教によらない宗教教育とは、どちらかというところから出てきた宗教教育であるといえはいるが、これに対し、宗派宗教による宗教教育とは、既成の宗派宗教から出てきた宗教教育で、教育の側からみた宗教教育以前に出てきた既成の宗派宗教による宗教教育としての宗教教育である。したがって、そこには教育の側からおさえきれないはみ出したところの、宗派宗教による宗教教育がありうることになる。要するに、教育の側からいうところの教育的価値を実現しえない宗派宗教による宗教教育の存在の可能性である。宗派宗教は、何が宗教であるかということについて、その宗派自体としては当然の確信をもっているであろうけれども、教育の側からみたときは、宗教といいたいものがありうるであろう。しかしそのことを、政教分離の原則の下で教育の立場から、それを指摘し、断定することはできない。そこに、宗教の自由を認めた政教分離の政教分離たるゆえんがある。

一方で、宗派宗教によらない宗教教育とは、有体にいえば、教育の側から便宜的に出てきた宗教教育のことといつてよいから、既存の宗派宗教と直接かかわった概念ではない。既存の宗派宗教を前提にして「通宗教的」というのは、イメージとしてはわかりやすいかもしれないが、理論的には関係ない。

もちろん、宗派宗教による宗教教育も、宗派宗教によらない宗教教育も、その目的について期待しているものは、教育の側からすれば同じであり、そしてその大部分は事実上重なりうると考えられる。宗派宗教による宗教教育は、その宗派宗教の信仰を深めるためのものであり、そこに教育の側から期待するところの実現すべき目的については無関心であることがあるかもしれないが、事実上、既成の宗派宗教の多くはそれなりに人類の歴史的な叢智の結晶というようにいえるから、教育の側からみたとき優れた宗教教育が期待できるのは当然である。しかし、それ自体

としてはそれこそ宗派宗教による宗教教育であるから、その宗派宗教が教育の側からいう宗教に含まれる保証は制度上なく、あつても政教分離の原則のもと、直接そのことはいえないのである。よつて、教育の側からみた宗派宗教による宗教教育は、教育の期待するものから外れるものがありうるということがいえるのである。

また、宗派宗教による宗教教育を教育の側から広く考えたとき、宗派宗教の信仰を深めるために行つた宗教教育では、それ自体は肯定されても、目的、価値においておさえきつていない部分があることも予想される。他の宗派宗教に関する知識や、宗教に関する寛容の態度の形成は、必ずしも宗派宗教による宗教教育の中では十分でないことがあるかもしれない。その意味では宗派宗教による宗教教育も公教育の中では注意しなければならないことがあるのである。

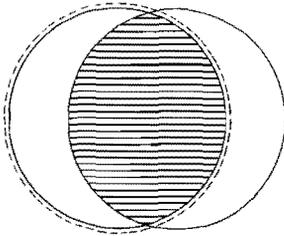
しかしこのような欠陥の問題は、宗派宗教によらない宗教教育の中にも深刻に存在する。既成の宗派宗教の多くが優れていることは一般的にいへ、そのとき宗派宗教によらない宗教教育は、教育の側からみて実現すべき目的は同じであつても、その方法、形態の著しいちがひから、その効果の点において宗派宗教による宗教教育と同程度の期待はできないのではないかという問題である。端的にいって、宗派宗教による宗教教育でなければ宗教教育の目的は十分には達成できないのではないかという問題である。前記のように宗派教育によらない宗教教育は、「通宗教的」といふ必要でもないわけだから、宗派宗教によらない宗教教育は効果の点で初めから相当ハンディを負つてゐるといえるのではないか。

この場合、教育の側に立つて論を進めていながらいうのは奇妙に聞こえるかもしれないが、宗派宗教によらない宗教教育の立場からは、このような疑問に完全には反論することはできないように思われる。少なくとも、どちらが効果的かということにおいては一般に宗派宗教による宗教教育の方が優れているというのが常識的だろう。ここ

点線円：教育上の価値を
実現する宗教教育

実線左円：宗派宗教
によらない宗教教育

実線右円：宗派宗教
による宗教教育



(注)  : 実現すべき教育上の
価値は同じだが、
方法上、形態上の差
異がある。

に、政教分離の下における公教育の基本的ディレンマがあることはたしかである。それゆえに、宗教教育は、さらに真剣に考え真剣に実践されなければならないのであるが、ディレンマじたいがあることはたしかにしているのである。要するに、宗派宗教による宗教教育と、宗派宗教によらない宗教教育とは、単なる教育上の方法の相違からくる区別ではなく、つまるところは政教分離という制度的原理から出てきたものであり、一方は、政教分離の友好分離のもと、宗教の側にもそのまま教育に乗り込む権能を認めることによって、他方は、政教分離のもと、宗教教育の重要性は十分に認めながら、宗派宗教による宗教教育のなしない公立学校において宗教教育を何とか実

質に近づけて行おうとして考えられたもの、といえるからである。

以上のことから宗教教育の区分について、念のため、図示しておく
と次のようになろう。

三 日常行われる宗教教育の区分

通常日本では、宗教教育を区分するのに、次のように区分することが多い。

- (1) 宗派宗教による宗教教育
- (2) 「宗教的情操」を涵養する宗教教育
- (3) 宗教に関する知識教育としての宗教教育

この区分を、前記

- (1) 宗派宗教による宗教教育

(2) 宗派宗教によらない宗教教育

との異同について検討してみるのがここの目的である。

一節の「日本における宗教教育の沿革」で述べたように、日本の教育史にあつて「宗教的情操」なる言葉の意味するものは、仮りに宗教的心情という言葉を使つていえば、優れた宗派宗教による宗教教育によつて啓培される宗教的心情というようなものと実質的に同じものを期待しているといつてよいだろう。昭和一〇年の次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」は、公序良俗を害うような迷信を打破すること、教育勅語と矛盾する内容と方法によらないことを注意するほかは、宗派宗教による信仰心との間に、格別の差異を設ける意図の様子は無い。ただ、明治三二年の訓令一二号「官公立学校等ニ於ケル宗教上ノ教育儀式施行禁止ノ件」によつて、公教育にあつて、宗派宗教による宗教教育がすべて排除されていたので、事実上、宗派宗教によらない宗教教育によつてしか涵養しえないことになるが、その実は、宗派宗教による信仰心と重なることを問題としない概念であり、少なくとも「通宗教的」な宗教的心情とかわりがあつてもさしつかえないことはたしかである。

このような意味を背景に、敗戦後、日本側は宗教教育の振興を図るのに、「宗教的情操」なる言葉を積極的に活用したが、そこにはしたがつて宗派宗教によつて啓培される信仰心と、宗派宗教によらない啓培される宗教的心情との間にとくべつに境界を置く意図はなかつたといえよう。とくに日本の宗教に関する社会および文化の現象では、一つの宗派宗教への信仰は直接には他の宗派宗教への否認、排除を意味しないことが多く、一個人が複数の宗派宗教を同時に信仰することがあつてもいささかも訝しく思うことがなく、信仰上の儀式と宗教的習俗との間にも截然とした境界を意識することが少なく、宗派宗教による信仰心と宗派宗教によらない宗教的心情との間に境界をおく必要がない。

これに対し、相対的でない方ではあるが、キリスト教が主要な宗教である欧米では、一つの宗派宗教への信仰は、他の宗派宗教への否認、排除を意味すると考えられることが多く、一個人が複数の宗派宗教を同時に信仰するなどはふつう考えられず、信仰と信仰でないものを厳密に区別していこうとする傾向があつて、そのために、教育基本法制定の過程にあつても、アメリカ側は、「宗教的情操」とは特定の宗派宗教を信仰したときの宗教的心情とみたのである。そのために、教育基本法の宗教教育に関する条文から「宗教的情操」なる言葉を使つた規定を落としてしまつたのである。

しかしそれでいて教育上、宗教を大切にすると作つた『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』、『学習指導要領(社会科編Ⅱ)』はどうであつたか。それは単なる宗教に関する知識教育であつたか、けつしてそうではなかつた。宗派宗教の信仰にかかわらないかぎり、宗教の偉大さを教え、親近感を育む教育ではなかつたか。その結果、『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』、『学習指導要領(社会科編Ⅱ)』とさきの昭和一〇年の「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」との間で、実質的にどれほど差があるか、もう一度比較検討してもらいたい。そこに実質的差異のないことこそ、現代の公教育における宗教教育のあり方に関する重要な示唆が含まれている。

また、特定の宗派宗教を信仰するという場合、ここでいう宗派宗教が優れたものであると事実上予想される以上、教育の側からみて、宗教に関係した普遍的心情というものが啓培されているとみるのがふつうで、この点からも、「宗教的情操」を宗派宗教への信仰心と限定する理由は弱い。そして、宗派宗教への信仰心を啓培するための宗派宗教による宗教教育も、必ずしも期待するとおりに信仰にまで導きえない場合がある。しかしそれでもまったく意味がないわけではなく、信仰にいたらない場合でも、宗派宗教による宗教教育は、その宗派宗教および宗教一般へ好意的理解、好意的態度を形成するのがふつうである。こうした信仰にまではいたらない効果も、それが宗教的心情

にとつてよいことであるならば、それを「宗教的情操」といつてよいのではないか。

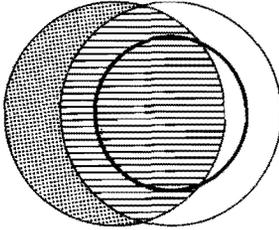
以上のことからまずいえることは、「宗教的情操」なるものは何も宗派宗教による宗教教育によるものだけに限定する必要はなく、宗派宗教によらない宗教教育によるものも含めうることである。もちろん方法上の差異による効果の点での優劣、そしてそのためのハンディがあるということとは一般的に認めざるをえない。しかし、「宗教的情操」とは、特定の宗派宗教の信仰心に限定する必要はなく、言葉の使い方としては、昭和一〇年の「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」のような使い方でのよいのである。そこで「宗教的情操」の意味は明示されているわけではなく依然とはつきりしていないともいえるのだが、ここではつきりいつておかなければならないのは、それは教育の側から出た概念であつて、したがつて、既成の宗派宗教が通常偉大であるがゆえに、事実上は重なりあうことを当然のこととしながら、原理的には既存の宗派宗教の側から解する必要はなく、「通宗教的」である必要もないのである。

なお、政教分離の原則のもとで次のこともはつきりさせておかなければならない。すなわち、「宗教的情操」の涵養を、宗派宗教による宗教教育によつて行うというとき、それはあくまでも教育の目的のために行うのだから、たとえば昭和二〇年の訓令八号にみるごとく、「生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ」などの一般的な注意を教育の側から行うことは可能である。が、同時にどの宗派宗教による宗教教育が「宗教的情操」の涵養の教育にかなうものであるかという査定については、教育の側に権能はない。それは、政教分離の原則のもと、宗派宗教独自の判断と責任において行うものである。その結果、教育の側からみて「宗教的情操」の涵養の教育に悖る宗派宗教による宗教教育も現われることが予想されるが、政教分離の原則のもとではいたしかたないのである。

最後に、宗教に関する知識教育としての宗教教育についてもふれておかなければならない。教育上、宗教を大切

実線左円：宗派宗教
 によらない宗教教育
 実線右円：宗派宗教
 による宗教教育

実線太線：信仰を啓
 培する宗教教育



(注)  : 宗教に好意的な知識教育としての宗教教育
 : 「宗教的情操」を涵養する宗教教育
 ただし両者の境界はあいまいで相互に影響しあう

にするという前提のもとに考えるならば、これも単に、知識のための知識としての宗教教育では意味は不十分であることは明らかである。それに知識というものは、単に知識として存在するものではなく、それを所持する人間のその知識にかかわる技能や態度と結びついて存在するものということは、現代の教育学の共通理解である。やはり、知識を与えることによって、宗教の偉大さを認識させ、宗教への関心、親近感を培うようにするものでなければならぬ。そして、現代の国家において宗教を大切にするために必要な、個人および社会のあり方、すなわち、個人および社会に課せられている宗教に対する「寛容の態度」の養成は必須となろう。そしてこのような意味における知識教育は、私立学校において宗派宗教が宗派宗教による宗教教育に専念する場合も、公教育として教育の側から

要請されてはいるものである。

以上のことをわかりやすくするため図示しておく、次のようになる。

三 宗教教育の実践にみる若干の問題の考察

ここで以上の総括もかねて、公教育における宗教教育の実践に関して、とくに宗派宗教とのかかわりでいくつかの問題を検討しておこう。もはやいうまでもなく、特定の宗派宗教による宗教教育が禁止されているのは、公立学校においてであり、そして公立学校で宗派宗教による宗教教育を行わないのは、宗派宗教による宗教教育に教育的価値

がないとしたからでなく、むしろ反対に、事実上、宗派宗教の偉大性に鑑み、宗派宗教の宗教教育の教育的価値は総体的には認めながらも複数に存在する宗派宗教に対して中立であることが要請されるため、そのような宗派宗教による宗教教育を行うことができないとしているのである。一節で述べたごとく、教育の宗教的中立性は、教育の政治的中立性にくらべ、より消極的な中立性である。したがって、公立学校にあつて、とくに中等教育の場合、生徒の自主的な教育活動において宗派宗教にかかわるものがあつても、学校の正規に実施する教育活動に支障がなければ禁止する理由はない。奨励こそすれ禁止する理由はない。ただし、その自主的な宗派宗教にかかわる活動が校内トラブルをおこし、または学校の正規の教育活動に支障をきたすときは、当然、学校側によつて制限される。

なお、特定の宗派宗教による宗教教育を行うことを教育の目的の一つとしている私立学校にあつては、学校が正規に実施する教育活動にかかわつて、特定の宗派宗教による宗教教育を実施しようとしているのであるから、これに反する他の宗派宗教にかかわる活動を許容する必要はなく、学校側は必要に応じて禁止の措置をとりうる。

宗派宗教にかかわる教育の問題としては、次のような問題もある。学校側が正規に実施する教育活動において、特定の宗派宗教の信仰から、その信仰に反するという理由で学校側が実施する特定の教育活動に対しこれを拒否しうるかという問題である。これは、特定の宗派宗教による宗教教育を教育の目的の一つとして標榜する私立学校においても、原理的には起こりうる事が予想されるが、そのような宗派宗教による宗教教育が行われることを諒解して利用関係に入っているということから、それほどひんぱんに起こるとは考えられない。この点、公立学校にあつては、より多様に宗派宗教を信仰する児童、生徒が利用関係に入り、学校側も、より強く宗教的中立性が強要されることから、これらの児童、生徒が信仰上の理由から、学校の実施する教育活動の一部を拒否する場合はより多く考えられるのである。たとえば、特定の宗派宗教の信仰上の理由から、高等学校の体育の柔道、剣道の格闘技の

練習を拒否したり、日曜日に礼拝があることを理由に、日曜日の父親参観日の出席を拒否する等、これらの問題は実際に起きている問題である。

すでに広く認められているごとく、法は、宗派宗教の教義に立ち入ることはしない。そこに政教分離のもとにおける法と宗教の関係がある。したがって特定の宗派宗教の信仰に基づいて柔道、剣道等が格闘技に入り、これらのスポーツの指導を受けることが信仰に反するという解釈が、信仰をもつ児童、生徒およびその親から提起されても、そのような宗教上の価値および解釈の是非に直接立ち入ることはできない。しかし、だからといって、特定の宗派宗教の側の見解によって、直接に拒否権が認められるかというところではない。そのように安易に拒否権を認めれば、「市民法」の秩序はいともたやすくそのすべてが崩壊してしまう。したがってこの場合、学校側が、特定の宗派宗教を支援したり、または抑圧する意図がなく、宗教的中立性を維持して教育を提供しているという確信をもって行っていることが「市民法」としての外観から明らかであれば、これに宗派宗教の側が、とくに明確な反証を示さないかぎり、学校側の意思が優先されてしかるべきである。日曜日の礼拝のため、日曜日の父親参観日に出席することを拒否する場合でも、日曜日に父親参観日をおくことにその宗派宗教を抑圧する意図がなく、外見上、日曜日に父親参観日をおくことが望ましい理由が比較考量して大きければ、このようにとり行つてさしつかえないのである。

しかしながら、ことは信仰上の問題であるから、実際面では、十分に配慮をして対処することが望ましい。日曜日の礼拝の場合、それを理由に日曜日の父親参観日にやむをえず休んだ場合、担任の教師は、事実上それを単なるずる休みとはみなさず、他日、当該児童、生徒の父親参観日を設け、できるかぎりの救済を図るように努力することとおおいに推奨されることである。

公教育としての宗教教育には、習俗化した行事を教育活動の中でどう位置づけるべきかという問題もある。たとえば、習俗と化したクリスマスを公立学校で行つてよいかという問題である。この場合も、学校側にあつて、キリスト教を支援する特別の意図がないかぎり、教育の宗教的中立性を侵すものと考えerる必要はない。

また、種々の教育活動で、神社、仏閣、教会等、要するに宗教施設を参観させる問題がある。この場合も、学校側に特定の宗派宗教の信仰を強要するものでないかぎり、まさに「参観」であるから許される。現在の法制上、一節でも述べたように護国神社等が、「参観」の対象から外されているが、護国神社等も宗教法人法上の宗教法人とみなしている以上、教育上、「参観」すら許さないというのは、法的に公正さが欠ける。もつともこれら護国神社等は戦没者を祀る神社であり、戦争とのかかわりが問題となるが、しかし学校側が、敵国への復讐等、平和主義に悖る意図が込められているならば、当然許されるべきではないが、平和を祈念し戦争への反省が込められているのであるならば、これらの神社を「参観」してもさしつかえないものと思われる。この点、さきにも昭和二四年の「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について」なる通達の指導は、占領下の特殊事情に基づいたものであり、検討を要するといえよう。

最後に私立学校における宗派宗教による宗教教育で、その児童、生徒に学校側は信仰を強要しうるかという問題がある。たとえば、卒業の要件として信仰を強要する場合である。これは、宗派宗教とのかかわりで、私立学校を公教育の中でどのように位置づけるかという問題でもあるが、一般的には、公教育の中としては、信仰を強要しえないものと考えるのが妥当であろう。事実、現在の日本の法制では、一節でみたごとく、昭和二〇年の訓令八号によつて私立学校において宗派宗教による宗教教育を認める際、「生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ」となつており、児童、生徒は学校側が実施する宗派宗教による宗教教育を受けるように学校内において義務づけられ

ることはあるであろうが、信仰の自由は依然と維持したままその教育を受けるということになる。

結 語

一 「人格の完成」をめざす教育において宗教教育は必要不可欠のものである。その場合、宗派宗教とのかかわりで、(1)宗派宗教による宗教教育、(2)宗派宗教によらない宗教教育の二つに区別される。そしてこの両者は、本来は教育の側からその教育的意味において認めるものだから、たとえば宗派宗教による宗教の場合、昭和二〇年一月五日の訓令八号のごとき、生徒に信教の自由をなお確保せしめ、そして「生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ」などの注意は教育の側から行いうるものとなる。しかし、このように全体としては教育的意味においておさえられる宗教教育も、制度上は、政教分離の原則のもと、宗教の側と教育の側の双方から別個に持ち来られたものであるから、両者は重なりあわない部分がありうると予想される。

二 公立学校で宗派宗教による宗教教育は行えないが、これは宗派宗教による宗教教育が、教育上、価値がないということからではなく、政教分離の原則によつて、宗派宗教による宗教教育が行えないという制度的理由に基づくにすぎない。したがつて、たとえば、公立学校にあつては生徒は学校の教育の一般目的を阻害しないかぎり自主的に宗派宗教に関する活動は許容されることとなる。

三 政教分離の原則のもと、公立学校において宗派宗教による宗教教育が行えないという制度的制約は、単純に言えば、公立学校の教育であるべき教育において、宗派宗教の偉大な部分を除いて教育することになりやすいから、そのために既成の宗派宗教が偉大であれば偉大であるほど、そのことがかえつて教育にとつてわざわざい

なるという不幸な危険性があることになる。

四 それゆえ、政教分離の考え方にはきわめて慎重に行う必要があり、政教分離の誤った観念、およびその適用は「人格の完成」をめざす教育基本法の教育にあつて、きわめて大きな障害となる可能性があることに注意しなければならぬ。

五 また、これとかかわつて、教育基本法九条一項の規定は、憲法二〇条の政教分離の規定のもと、宗教を大切にしていくために必要な、個人および社会に課せられた宗教に関する基本的態度というようなものを規定しており、したがつてこの規定は憲法二〇条の政教分離とかかわつて宗教に関する重要な規定ということになる。

(付 記)

一 日本における、一つの宗派宗教の信仰が必ずしもただちに他の宗派宗教の否認、排除の意味をなさない、というような宗教風土について、宗教に対する不真面目さを意味するものと簡単に解してはならない、ということについては、拙論「津市地鎮祭最高裁判決にみる宗教の意味」(本学会誌『宗教法』三号、昭和六〇年)を参照していただきたい。

二 本論に関連している教育基本法の宗教教育に関する規定と『学習指導要領(社会科編Ⅰ)』、『学習指導要領(社会科編Ⅱ)』との関係については、拙論「教育基本法第九条第一項の条文について」(明星大学占領教育史研究センター『占領教育史研究』二号、昭和六〇年)を参照していただきたい。

三 宗教教育について、(1)宗派宗教による宗教教育、(2)「宗教的情操」を涵養する宗教教育、(3)宗教に関する知識教育としての宗教教育の区分に関する分析としては、小山一乗『宗教教育』と『宗教科教育』について(駒沢大学宗教学研究会『宗教学論集』二二号、昭和六〇年)を参照されるとよい。また、本論には直接参考にはできなかつたが、広く宗教教育を考えるにあつて、日本宗教学会・

宗教と教育に関する委員会『宗教教育の理論と実際』(すずき出版、昭和六〇年)は、重要な文献である。